

熊本県公報

号外 第29号
令和5年(2023年)
11月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための家きんの飼養施設の消毒の実施…………… (畜産課) 1
- 公 告**
- 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧…………… (都市計画課) 1

告 示

熊本県告示第860号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、次のとおり家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第15条の規定により告示する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 実施の目的
熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための緊急措置
- 実施する区域等
熊本県内全域における家きんの飼養施設であって、飼養羽数が100羽(だちょうに係る飼養施設にあつては、10羽)以上のもの及び家畜防疫員が必要と認めるもの
- 実施の期日
令和5年(2023年)12月1日から令和6年(2024年)2月29日まで
- 消毒方法
消石灰等の消毒薬を飼養施設内(鶏舎周囲及び衛生管理区域境界)に散布する。

公 告

熊本県公告第736号の2

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の変更を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、同法第55条第13項において準用する同条第2項の規定により、利害関係者で当該事業計画(都市計画で定められた事項を除く。)について意見がある者は、令和5年(2023年)11月29日から令和5年(2023年)12月26日まで、熊本県知事に意見書を提出することができる。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧期間 令和5年(2023年)11月29日から令和5年(2023年)12月12日まで
- 縦覧場所 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部まちづくり工務課及び人吉市復興建設都市街地復興課
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで